

令和 3 年第 1 回市議会(定例会)
付 議 案 件 綴

(その 1)

堺 市

目 次

	頁
議案第 1 号 令和3年度堺市一般会計予算	3
議案第 2 号 令和3年度堺市都市開発資金特別会計予算	15
議案第 3 号 令和3年度堺市国民健康保険事業特別会計予算	17
議案第 4 号 令和3年度堺市公共用地先行取得事業特別会計予算	21
議案第 5 号 令和3年度堺市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	25
議案第 6 号 令和3年度堺市介護保険事業特別会計予算	29
議案第 7 号 令和3年度堺市公債管理特別会計予算	33
議案第 8 号 令和3年度堺市後期高齢者医療事業特別会計予算	35
議案第 9 号 令和3年度堺市水道事業会計予算	39
議案第 10 号 令和3年度堺市下水道事業会計予算	43

令和3年第 1 回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和 3 年 2 月 17 日

堺市長 永 藤 英 機

議案第 1 号 令和3年度堺市一般会計予算

議案第 2 号 令和3年度堺市都市開発資金特別会計予算

議案第 3 号 令和3年度堺市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 4 号 令和3年度堺市公共用地先行取得事業特別会計予算

議案第 5 号 令和3年度堺市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第 6 号 令和3年度堺市介護保険事業特別会計予算

議案第 7 号 令和3年度堺市公債管理特別会計予算

議案第 8 号 令和3年度堺市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 9 号 令和3年度堺市水道事業会計予算

議案第 10 号 令和3年度堺市下水道事業会計予算

令和 3 年度堺市一般会計予算

令和 3 年度堺市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 423,600,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		145,996,717
	1 市 民 税	63,673,755
	2 固 定 資 産 税	58,987,294
	3 軽 自 動 車 税	1,343,514
	4 市 た ば こ 税	5,925,022
	5 入 湯 税	241
	6 事 業 所 税	5,200,897
	7 都 市 計 画 税	10,865,994
2 地 方 譲 与 税		1,981,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	675,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,016,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	68,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	207,000
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	15,000
3 利 子 割 交 付 金		177,000
	1 利 子 割 交 付 金	177,000
4 配 当 割 交 付 金		706,000
	1 配 当 割 交 付 金	706,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		445,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	445,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		143,000
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	143,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		1,337,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	1,337,000

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
8 地 方 消 費 税 交 付 金		17,300,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	17,300,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		121,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	121,000
10 環 境 性 能 割 交 付 金		373,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	373,000
11 軽 油 引 取 税 交 付 金		5,994,000
	1 軽 油 引 取 税 交 付 金	5,994,000
12 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		9,700
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	9,700
13 地 方 特 例 交 付 金		800,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	800,000
14 地 方 交 付 税		28,058,000
	1 地 方 交 付 税	28,058,000
15 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		287,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	287,000
16 分 担 金 及 び 負 担 金		3,370,745
	1 負 担 金	3,370,745
17 使 用 料 及 び 手 数 料		5,695,258
	1 使 用 料	3,613,827
	2 手 数 料	2,081,431
18 国 庫 支 出 金		106,880,003
	1 国 庫 負 担 金	93,660,189
	2 国 庫 補 助 金	12,605,741
	3 国 庫 委 託 金	614,073

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
19 府 支 出 金		24,943,744
	1 府 負 担 金	20,444,950
	2 府 補 助 金	3,248,653
	3 府 委 託 金	1,250,141
20 財 産 収 入		4,386,661
	1 財 産 運 用 収 入	598,421
	2 財 産 売 払 収 入	3,788,240
21 寄 附 金		173,162
	1 寄 附 金	173,162
22 繰 入 金		10,891,973
	1 他 会 計 繰 入 金	550,165
	2 基 金 繰 入 金	10,341,808
23 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
24 諸 収 入		11,218,936
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	186,119
	2 市 預 金 利 子	200
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,251,153
	4 収 益 事 業 収 入	1,804,839
	5 受 託 事 業 収 入	12,532
	6 雑 入	3,964,093
25 市 債		52,311,100
	1 市 債	52,311,100
歳 入 合 計		423,600,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,233,229
	1 議 会 費	1,233,229
2 総 務 費		35,764,673
	1 総 務 管 理 費	21,948,562
	2 徴 税 費	2,558,517
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	2,100,374
	4 選 挙 費	434,146
	5 統 計 調 査 費	55,025
	6 監 査 委 員 費	151,984
	7 自 治 振 興 費	579,957
	8 ス ポ ー ツ 費	2,152,272
	9 人 事 委 員 会 費	124,861
	10 区 政 推 進 費	3,110,662
	11 国 際 文 化 費	2,548,313
3 民 生 費		185,216,929
	1 社 会 福 祉 費	53,361,006
	2 生 活 保 護 費	48,031,863
	3 児 童 福 祉 費	59,431,607
	4 災 害 救 助 費	12,428
	5 国 民 健 康 保 険 事 業 出 特 別 会 計 繰 上 げ 金	8,345,983
	6 国 民 健 康 保 険 事 業 貸 付 特 別 会 計 繰 上 げ 金	1,000
	7 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 出 貸 付 事 業 特 別 会 計 繰 上 げ 金	8,876
	8 介 護 保 険 事 業 出 特 別 会 計 繰 上 げ 金	12,978,162
	9 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 出 特 別 会 計 繰 上 げ 金	3,046,004

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
4 衛 生 費		33,319,386
	1 公 衆 衛 生 費	13,076,465
	2 医 務 費	3,038,264
	3 環 境 衛 生 費	729,236
	4 保 健 所 費	2,997,033
	5 環 境 共 生 費	2,277,297
	6 清 掃 費	11,185,024
	7 堺市水道事業会計繰出	16,067
5 労 働 費		577,882
	1 労 働 諸 費	577,882
6 農 林 水 産 業 費		848,254
	1 農 業 委 員 会 費	81,737
	2 農 業 費	427,357
	3 水 産 業 費	4,689
	4 農 業 土 木 費	334,471
7 商 工 費		6,146,186
	1 商 工 費	6,061,576
	2 消 費 者 対 策 費	84,610
8 土 木 費		41,924,145
	1 土 木 管 理 費	880,357
	2 道 路 橋 り ょ う 費	9,367,449
	3 河 川 水 路 費	611,348
	4 都 市 計 画 費	16,219,312
	5 住 宅 費	5,567,056
	6 公 共 用 地 先 行 取 得 費	1,278,623
	7 堺市下水道事業会計繰出	8,000,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		10,788,759
	1 消 防 費	10,788,759
10 教 育 費		65,705,945
	1 教 育 総 務 費	17,725,968
	2 小 学 校 費	26,339,875
	3 中 学 校 費	13,526,767
	4 高 等 学 校 費	1,132,461
	5 幼 稚 園 費	473,175
	6 特 別 支 援 学 校 費	1,671,024
	7 社 会 教 育 費	4,836,675
11 公 債 費		40,251,214
	1 公 債 費	1,000
	2 公 債 管 理 特 別 会 計 繰 出	40,250,214
12 諸 支 出 金		1,523,398
	1 用 地 取 得 費	6,354
	2 還 付 金	833,842
	3 基 金 費	683,202
13 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		423,600,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
行 政 情 報 化 推 進 事 業	令和 3 ～ 4 年度	283,000
納 付 拡 大 事 業	令和 3 ～ 6 年度	257,000
派 遣 労 働 者 管 理 業 務	令和 3 ～ 6 年度	1,261,000
広 報 紙 印 刷 事 業	令和 3 ～ 4 年度	50,000
広 報 紙 編 集 ・ 制 作 事 業	令和 3 ～ 4 年度	40,000
広 報 紙 全 戸 配 布 事 業	令和 3 ～ 5 年度	73,000
監 査 に 係 る 事 前 調 査 支 援 業 務	令和 3 ～ 5 年度	28,000
庁 舎 管 理 事 業	令和 3 ～ 19 年度	561,000
公 民 共 創 イ ニ シ ア チ ブ 推 進 事 業	令和 3 ～ 4 年度	6,000
危 機 管 理 体 制 整 備 事 業	令和 3 ～ 4 年度	110,000
ス ポ ー ツ 施 設 等 整 備 事 業	令和 3 ～ 4 年度	105,000
ス ポ ー ツ 施 設 等 管 理 事 業	令和 3 ～ 17 年度	51,000
文 化 施 設 管 理 運 営	令和 3 ～ 4 年度	281,000
町 家 活 用 推 進 事 業	令和 3 ～ 4 年度	55,000
堺 市 学 習 と 居 場 所 づ く り 支 援 事 業 運 営 業 務	令和 3 ～ 4 年度	3,000
子 育 て 支 援 業 務 事 務 処 理 セ ン タ ー 事 業	令和 3 ～ 6 年度	108,000
公 立 認 定 こ ど も 園 施 設 整 備 事 業	令和 3 ～ 4 年度	261,000
市 立 認 定 こ ど も 園 移 管 事 業	令和 3 ～ 4 年度	1,000
認 定 こ ど も 園 整 備 事 業 費 補 助	令和 3 ～ 4 年度	433,000
ベ ッ ト ボ ト ル 及 ビ プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 資 源 化 事 業	令和 3 ～ 6 年度	880,000
ご み 収 集 事 業	令和 3 ～ 4 年度	5,000
女 性 雇 用 促 進 等 職 場 環 境 整 備 支 援 事 業 補 助	令和 3 ～ 4 年度	1,000
企 業 投 資 促 進 事 業	令和 3 ～ 7 年度	950,000
水 準 測 量 業 務	令和 3 ～ 4 年度	7,000
橋 り ょ う 整 備 事 業	令和 3 ～ 4 年度	330,000
用 地 取 得 事 業	令和 3 ～ 4 年度	34,000
道 路 新 設 改 良 事 業	令和 3 ～ 4 年度	15,000
橋 り ょ う 新 設 改 良 事 業	令和 3 ～ 4 年度	224,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
私 道 等 整 備 事 業 補 助	令和 3 ～ 4 年度	5,000
道 路 舗 装 補 修 事 業	令和 3 ～ 4 年度	9,000
道 路 舗 装 更 新 事 業	令和 3 ～ 4 年度	130,000
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 工 事 業 負 担 金 助 成 事 業	令和 3 ～ 8 年度	48,000
総 合 交 通 体 系 調 査	令和 3 ～ 4 年度	30,000
都 市 再 開 発 等 推 進 事 業	令和 3 ～ 4 年度	15,000
交通バリアフリー化整備促進事業	令和 3 ～ 5 年度	85,000
泉北ニュータウン再生事業	令和 3 ～ 4 年度	627,000
堺市緑の基本計画改定事業	令和 3 ～ 4 年度	11,000
住 宅 ・ 建 築 物 耐 震 改 修 等 補 助	令和 3 ～ 4 年度	589,000
街 路 事 業	令和 3 ～ 4 年度	279,000
連 続 立 体 交 差 事 業	令和 3 ～ 9 年度	6,000
大 和 川 線 事 業	令和 3 ～ 4 年度	378,000
都 心 整 備 推 進 事 業	令和 3 ～ 4 年度	24,000
南部丘陵における緑地保全事業	令和 3 ～ 13 年度	4,000
霊 園 ・ 霊 堂 維 持 管 理 事 業	令和 3 ～ 4 年度	30,000
市 営 住 宅 建 替 事 業	令和 3 ～ 7 年度	2,183,000
住 環 境 整 備 事 業	令和 3 ～ 4 年度	139,000
消防局安全衛生健康管理事業	令和 3 ～ 6 年度	33,000
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	令和 3 ～ 8 年度	6,275,000
中 学 校 給 食 改 革 事 業	令和 3 ～ 4 年度	54,000
特 別 支 援 学 校 管 理 運 営 事 業	令和 3 ～ 5 年度	23,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還方法	償還期限	左のうち据置期間
庁舎等整備事業	588,200	政 府	証 書	5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	元利均等若しくは元金均等償還又は満期一括償還。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。	30 年	10 年
防災対策事業	328,800						
男女共同参画センター整備事業	8,000	地方公共団体金融機構	借 入	5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	元利均等若しくは元金均等償還又は満期一括償還。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。	以 内	以 内
スポーツ施設等整備事業	610,300	銀 行	証 券				
区役所等整備事業	267,500	そ の 他	発 行	5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	元利均等若しくは元金均等償還又は満期一括償還。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。	30 年	10 年
文化施設整備事業	268,200						
町家活用推進事業	60,200						
文化財課分室施設整備事業	30,000						
百舌鳥古墳群保存活用事業	3,100						
障害福祉施設整備事業	52,700						
老人福祉施設整備事業	12,600						
保育所整備事業	9,400						
認定こども園整備事業	169,600						
災害援護資金貸付	1,300						
検査機器整備事業	14,900						
医療機器等整備事業	420,000						
環境衛生施設整備事業	188,800						
保健衛生施設整備事業	423,400						
広域廃棄物埋立処分場整備事業	11,200						
清掃工場整備事業	221,200						
清掃運搬施設等整備事業	22,800						
勤労者福祉施設整備等事業	252,700						
農業振興事業	3,700						
直轄国道直負担金事業	363,600						
道路橋りょう整備事業	1,082,300						
道路橋りょう新設改良事業	753,000						
交通安全対策事業	328,600						
道路舗装事業	1,310,300						

(単位 千円)

起債の目的	限度額	借入先	起債の 方 法	利 率	償 還 方 法	償 還 期 限	左のうち 据置期間
河 川 水 路 整 備 事 業	11,700						
河 川 改 良 事 業	179,800						
水 路 新 設 改 良 事 業	40,200						
泉 北 ニ ュ ー タ ウ ン 再 生 事 業	406,600						
阪 神 高 速 道 路 出 資	69,300						
街 路 事 業	383,800						
鉄 道 高 架 事 業	866,100						
大 和 川 線 事 業	290,800						
土 地 区 画 整 理 事 業	139,300						
都 心 整 備 事 業	72,300						
臨 海 整 備 事 業	372,000						
公 園 施 設 改 修 事 業	387,800						
緑 化 推 進 事 業	8,600						
公 園 整 備 事 業	521,500						
公 園 墓 地 整 備 事 業	121,600						
交通バリアフリー化整備事業	65,700						
市 営 住 宅 整 備 事 業	79,900						
既 設 改 良 住 宅 改 善 事 業	149,400						
市 営 住 宅 建 替 事 業	1,749,700						
住 環 境 整 備 事 業	3,500						
消 防 施 設 整 備 事 業	2,297,300						
教 育 文 化 セ ン タ ー 整 備 事 業	120,700						
小 学 校 校 舎 等 整 備 事 業	2,181,900						
中 学 校 校 舎 等 整 備 事 業	976,300						
高 等 学 校 校 舎 等 整 備 事 業	128,700						
幼 稚 園 園 舎 等 整 備 事 業	9,200						
特 別 支 援 学 校 校 舎 等 整 備 事 業	27,000						
公 民 館 整 備 事 業	7,100						
青少年センター等整備事業	113,800						
博 物 館 整 備 事 業	2,100						
臨 時 財 政 対 策 債	32,721,000						

令和 3 年度堺市都市開発資金特別会計予算

令和 3 年度堺市の都市開発資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 265,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		265,000
	1 財 産 売 払 収 入	265,000
歳 入 合 計		265,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 支 出 金		265,000
	1 一 般 会 計 繰 出	265,000
歳 出 合 計		265,000

令和 3 年度堺市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度堺市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,509,256 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 料		15,625,095
	1 国 民 健 康 保 険 料	15,625,095
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		2
	1 国 庫 補 助 金	2
4 府 支 出 金		63,806,742
	1 府 補 助 金	63,806,742
5 財 産 収 入		1,162
	1 財 産 運 用 収 入	1,162
6 繰 入 金		9,886,726
	1 他 会 計 繰 入 金	8,345,983
	2 基 金 繰 入 金	1,540,743
7 諸 収 入		189,527
	1 延 滞 金 及 び 過 料	46,174
	2 高 額 療 養 費 貸 付 金 収 入	2,000
	3 出 産 費 貸 付 金 収 入	1,000
	4 雑 入	140,353
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		89,509,256

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,406,038
	1 総 務 管 理 費	1,406,036
	2 徴 収 費	2
2 保 険 給 付 費		62,842,134
	1 療 養 諸 費	54,670,369
	2 高 額 療 養 費	7,734,811
	3 給 付 諸 費	436,954
3 国民健康保険事業費納付金		24,331,135
	1 医 療 給 付 費 分 納 付 金	17,529,595
	2 後期高齢者支援金等分納付金	4,981,028
	3 介 護 納 付 金 分 納 付 金	1,820,512
4 保 健 事 業 費		870,675
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	522,283
	2 保 健 事 業 費	348,392
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		49,273
	1 高 額 療 養 費 貸 付 金	2,000
	2 出 産 費 貸 付 金	1,000
	3 諸 費	46,273
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		89,509,256

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険診療報酬明細書点検業務	令和 3 ～ 4 年度	4,000
派遣労働者管理業務	令和 3 ～ 6 年度	229,000

令和 3 年度堺市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 3 年度堺市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,108,608 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		207,585
	1 財 産 売 払 収 入	207,585
2 繰 入 金		1,278,623
	1 他 会 計 繰 入 金	1,278,623
3 市 債		5,622,400
	1 市 債	5,622,400
歳 入 合 計		7,108,608

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費		5,622,400
	1 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	5,622,400
2 公 債 費		1,278,623
	1 公 債 費	1,278,623
3 諸 支 出 金		207,585
	1 一 般 会 計 繰 出	207,585
歳 出 合 計		7,108,608

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
街 路 事 業	令和 3 ～ 4 年度	815,000
公 園 整 備 事 業	令和 3 ～ 4 年度	246,000

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	借入先	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法	償 還 期 限	左のうち 据置期間
公 共 用 地 先 行 業 取 得 事 業	5,622,400	銀 行 そ の 他	証 書 借 入 及 び 証 券 発 行	5.0%以内	元利均等若しくは元金均等償還又は満期一括償還。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。	10 年 以 内	10 年 以 内

令和 3 年度堺市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 3 年度堺市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 397,245 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,876
	1 他 会 計 繰 入 金	8,876
2 繰 越 金		59,418
	1 繰 越 金	59,418
3 諸 収 入		328,951
	1 貸 付 金 元 利 収 入	328,454
	2 雑 入	497
歳 入 合 計		397,245

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費		397,245
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費	397,245
歳 出 合 計		397,245

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
納 付 拡 大 事 業	令和 3 ～ 6 年度	5,000
未 収 金 対 策 事 業	令和 3 ～ 5 年度	4,000

令和 3 年度堺市介護保険事業特別会計予算

令和 3 年度堺市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 80,492,612 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		16,748,347
	1 介 護 保 険 料	16,748,347
2 国 庫 支 出 金		19,112,312
	1 国 庫 負 担 金	13,812,927
	2 国 庫 補 助 金	5,299,385
3 府 支 出 金		10,791,953
	1 府 負 担 金	10,065,517
	2 府 補 助 金	726,436
4 支 払 基 金 交 付 金		20,837,259
	1 支 払 基 金 交 付 金	20,837,259
5 財 産 収 入		689
	1 財 産 運 用 収 入	689
6 繰 入 金		12,978,162
	1 他 会 計 繰 入 金	12,978,162
7 諸 収 入		23,890
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1,092
	2 市 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	2,167
	4 雑 入	20,630
歳 入 合 計		80,492,612

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,893,367
	1 総 務 管 理 費	1,893,367
2 保 険 給 付 費		73,491,466
	1 介 護 ・ 予 防 サービス 等 諸 費	69,546,313
	2 高 額 介 護 サービス 等 費	2,171,091
	3 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス 等 費	315,860
	4 特 定 入 所 者 介 護 サービス 等 費	1,458,202
3 地 域 支 援 事 業 費		5,072,279
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	3,691,059
	2 包 括 的 支 援 等 事 業 費	1,369,351
	3 そ の 他 諸 費	11,869
4 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
5 諸 支 出 金		25,000
	1 還 付 金	25,000
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		80,492,612

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料収納コールセンター業務	令和 3 ～ 6 年度	3,000
派遣労働者管理業務	令和 3 ～ 6 年度	28,000

令和 3 年度堺市公債管理特別会計予算

令和 3 年度堺市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 57,848,416 円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		154,646
	1 負 担 金	154,646
2 財 産 収 入		50,000
	1 財 産 運 用 収 入	50,000
3 繰 入 金		43,604,470
	1 他 会 計 繰 入 金	40,250,214
	2 基 金 繰 入 金	3,354,256
4 市 債		14,039,300
	1 市 債	14,039,300
歳 入 合 計		57,848,416

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		57,848,416
	1 公 債 費	57,848,416
歳 出 合 計		57,848,416

令和 3 年度堺市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 3 年度堺市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,164,796 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、
期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		11,114,245
	1 後期高齢者医療保険料	11,114,245
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		3,046,004
	1 他 会 計 繰 入 金	3,046,004
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		4,545
	1 延 滞 金 及 び 過 料	1,595
	2 雑 入	2,950
歳 入 合 計		14,164,796

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		181,885
	1 総 務 管 理 費	181,840
	2 徴 収 費	45
2 後期高齢者医療広域連合納付金		13,962,911
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	13,962,911
3 諸 支 出 金		19,000
	1 諸 費	19,000
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,164,796

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
派 遣 労 働 者 管 理 業 務	令和 3 ～ 6 年度	19,000

令和3年度堺市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度堺市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	825,702 人
(2) 年 間 総 給 水 量	94,362,000 m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	258,500 m ³
(4) 主な建設改良事業	
配水施設整備改良事業	8,618,873 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	17,508,456千円
第1項 営 業 収 益	15,991,359千円
第2項 営 業 外 収 益	1,496,835千円
第3項 特 別 利 益	20,262千円
支 出	
第1款 水道事業費用	16,312,452千円
第1項 営 業 費 用	15,799,961千円
第2項 営 業 外 費 用	454,291千円
第3項 特 別 損 失	8,200千円
第4項 予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,340,912千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額719,044千円及び損益勘定留保資金4,621,868千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	5,126,516千円
第1項 企 業 債	4,523,600千円
第2項 補 助 金	5,207千円
第3項 負担金及び分担金	547,312千円
第4項 固定資産売却代金	2,397千円
第5項 返 還 金	48,000千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	10,467,428千円
第1項 建 設 改 良 費	8,917,294千円
第2項 償 還 金	1,550,134千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備工事	令和3～7年度	11,355,000千円
配水管改良工事	令和3～5年度	297,000千円
配水場改良工事	令和3～5年度	94,000千円
配水場撤去工事	令和3～6年度	500,000千円
水道施設整備等工事	令和3～4年度	205,000千円
水道施設維持管理業務	令和3～5年度	202,000千円
給排水設備工事検査業務	令和3～6年度	200,000千円
水道管路情報等 Web 公開システム 運用業務	令和3～8年度	19,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の 目 的	限度額	借入先	起債の 方 法	利 率	償 還 方 法	償 還 期 限	左のうち 据置期間
水道事業	千円 4,523,600	政 府 地方公共 団 体 金融機構 銀 行 そ の 他	証書借入 又 は 証券発行	5.0%以内。 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる財 政融資資金及 び地方公共団 体金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率。	元利均等 又は元金 均等償還	40年以内	5年以内
ただし、財政の都合により繰上償還または低利債に借り換えることができる。							

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2,198,687 千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に係る経費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,067 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、134,000 千円と定める。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	浅香山浄水場跡地	38,659.6 m ²	売払い

令和 3 年度堺市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度堺市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 整備面積（累計）	10,751 ^{ヘク} _{ター}
(2) 主な建設改良事業	
管きよ、ポンプ場及び下水処理場整備事業等	14,170,470 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		29,419,754千円
第1項 営業収益		23,326,846千円
第2項 営業外収益		6,063,297千円
第3項 特別利益		29,611千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		27,230,977千円
第1項 営業費用		23,463,416千円
第2項 営業外費用		3,708,261千円
第3項 特別損失		9,300千円
第4項 予備費		50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,239,248千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額891,666千円及び損益勘定留保資金11,347,582千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	20,495,432千円
第1項 企業債	15,297,300千円
第2項 出資金	503,032千円
第3項 補助金	4,043,690千円
第4項 負担金及び分担金	642,478千円
第5項 基金収入	8,932千円
支 出	
第1款 資本的支出	32,734,680千円
第1項 建設改良費	15,150,397千円
第2項 償還金	17,575,351千円
第3項 補助金等返還金	8,932千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水管きょ布設工事	令和3～6年度	7,648,000千円
下水ポンプ場築造工事	令和3～7年度	13,958,100千円
下水処理場築造工事	令和3～5年度	3,340,000千円
アセットマネジメントシステム導入業務	令和3～8年度	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の 目 的	限度額	借入先	起債の 方 法	利 率	償 還 方 法	償 還 期 限	左のうち 据置期間
下水道 事 業	千円 15,297,300	政 府 地方公共 団 体 金融機構 銀 行 そ の 他	証書借入 又 は 証券発行	5.0%以内。 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる財 政融資資金及 び地方公共団 体金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率。	元利均等 又は元金 均等償還	40年以内	5年以内
ただし、財政の都合により繰上償還または低利債に借り換えることができる。							

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2,119,396千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,384,388千円である。

令和3年第1回市議会（定例会）
付議案件綴（その1）

令和3年2月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印 刷 真生印刷株式会社

配架資料番号 1-B2-20-0109



リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。